

平安時代の武芸

— 『小右記』にみえる近衛府下級官人と弓馬儀礼 —

染井 千佳

1. はじめに

弓馬の技能は、近衛府官人の条件としてあげられている¹。近衛府とその武芸を扱った先行研究では、撰関期以降、近衛府とその武芸が儀礼に特化していたとの見解が主流²であり、他の研究には政務運営・武芸の意味に注目したものがある。しかし、実際に武芸を行う下級官人についての言及は少なく、実態においては不明な点が多い。そこで本稿では、平安時代における年中行事のうち、特に近衛府の行う弓馬の年中行事が近衛府下級官人に与えた影響を考察する。

なお平安時代の近衛府は、大将、中将・少将の次将、官人と言われる将監・将曹・府生、物節と言われる番長・案主・府掌、更に近衛で構成されていた。将官は官位相当が五位以上で、将監が六位である。平安時代中ごろからは、少将以上の上級官人任命は公卿への昇進過程に組み込まれ、将監以下の下級官人とは断絶した。

2. 平安時代の武芸

2.1 賭射

弓と馬を扱う年中行事には、青馬節会・射礼・賭射・射場始・端午節会・駒牽がある。このうち、端午節会において行われた競技に競馬（走馬）と騎射がある。近衛府の下級官人が武芸を披露する行事は、以上のうちでは賭射・競馬・騎射である。今回は特にこの三つの行事を取り上げたい。

賭射（正月十八日）は衛府官人が左右に分かれて矢的的中を競い、同じく左右に分かれた親王公卿が成績を賭ける行事である。前日に射礼があり、射遣があればその後に行われる。天皇・王卿が出御してから左右近衛大将が近衛・兵衛の射手を天皇に奏上する。これを射手奏と言う。次いで木工寮が的を懸け、省掌・籌刺らが場に着く。射手は近衛府十人、兵衛府七人で、順番に的を射て優劣を競う。一番三度ずつ、十番射る。勝方には禄（布）を給わり、負方には罰酒がある。

賭射で誰が射たかは、史料に書き残されていないため、あまりよく分からないが、注目されるのは、『小右記』長元元年八月二十三日条である。惟宗為武が賭射に参加してよく矢数を射たために府掌に推薦されている。類似する例は他に、賭弓で三度射て三度的に当てた近衛番長秦武方⁴・「賭射多中的」身人部保春⁵・「賭射三度射五」惟宗為武⁶が相撲の部領使⁷に任命されている点である。相撲と弓馬儀礼の関係は深く、時代が下るが『江家次第』には⁸射場始・賭射

と相撲節会の関係が述べられている。

2.2 競馬・騎射

次いで、馬を使う武芸として競馬と騎射を取り上げる。競馬（五月五日・六日）は馬を走らせ、その速度を競う競技である。賀茂祭などの神事でも行われ、撰関家でも行われた。騎射（五月三～六日）も競馬同様、端午節会において行われ、端午節会廃絶後も騎射手結として残った。騎射とは、騎馬して馬を走らせながら的を射る競技であり、『小右記』寛弘二年五月七日条・長和四年五月二日条「府大事」と重視されていた。先に駒牽があり、騎射で用いる馬を見た。『年中行事絵巻』を見ると、場所は競馬と同じ埒を使い、左方の射向三ヶ所に的を立てて射る。その成績によって手結文を作る。本来は兵衛府の行事でもあったが、平安時代には近衛府のみの行事となり、更に左右で別の日に行うようになった。

騎射の場合、道長の隨身であった身人部保重という人物が、数年騎射の一手を勤めていること、道長の隨身近衛であること、先年に道長が酔いに乗じて府生補任を命じていたことから府生に補任されている⁹。騎射による補任は『小右記』には他に類例がない。また長和三年に将監の高扶宣が射手になった時、実資が年来将監を射手にしないものであるとの見解を示しており、この年の下毛野公頼と高扶宣以外には将監の射手は見られない¹⁰。将監は近衛府下級官人の到達点であり、先に述べた部領使にも、将監を任命しないとの見解を実資が示している。

しかし、同じく隨身が多く参加している競馬の成績による昇進は例が見られない。両者の違いは弓の有無であり、先に賭弓での補任・部領使任命があったことを考慮すると、近衛府官人の条件であった弓射と馬芸の場合、弓射がより重要な近衛府官人の職能であったことが推測出来る。

3. 昇進と武芸の意味

3.1 府生奏

先行研究¹¹によれば、府生は番長から諸司奏で任命される。次第は番長が申文を提出し、次将らが承認すると大将が将曹に作成を命じ、また次将らの同意の上で大将・次将が署名して蔵人に付して上卿に奏上、上卿から兵部丞に府生奏が下されて任命手続きは終了する。事例は他に、勤務年数によって補任された荒木武晴¹²・春日祭宿院屋成功による玉手信頼¹³がある。

3.2 弓射の意味

次に、近衛官人の技量で弓射が重視された理由を

考察したい。

説話ではあるが、弓射、特に賭射を取り上げたものが『宇治拾遺物語』に収録されている。弓の練習を怠らなかった「かどべの府生」なる人物が、賭射で好成績を収め、部領使に任命されて地方に発遣され、道中海賊を射た、というのが説話の概略である。

この説話の中では賭射の腕前が実際の武力にも反映されており、近衛の武力が実際に機能している。騎射での府生奏も考慮するに、府生に弓射の技能が求められ、かつそれが現実の武力としても期待されていたとの推測が可能である。

また弓射の持つ呪術性を考慮する必要がある。弓射に辟邪すなわち魔除の意味を見出したのが高橋氏である。この点も撰閏期における近衛府の武力を考える上で重要な視点となるであろう¹⁴。

弓射による近衛府府生への昇進があること、弓射が実際の武力としても重視されていたと推測できることが、以上の例から推測できる。

4. おわりに

以上、簡単にではあるが、『小右記』に見える賭射・競馬・騎射から近衛府官人の昇進と武芸について考察してきた。近衛府下級官人は弓馬の技能をもって年中行事に参加し、その腕前を披露した。昇進の際には特に賭射・騎射という弓射の腕前が馬芸以上に重視され、府生奏・部領使任命などといった昇進や役職への任命に関わる技能であった。

確かに、近衛府の武芸は平安時代以降に儀礼的なものとなり、実際の追討などで近衛府が活躍する機

会は殆ど見えなくなってくる。しかし、近衛府官人の昇進や武力の意味など、今後も考察する必要があると言えよう。

注

- 『延喜式』擬近衛式
- 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」(『日本古代衛府制度の研究』、東京大学出版会、1985。初出1962)
- 大日方克己『古代国家と年中行事』、吉川弘文館、1993。佐々木恵介「『小右記』にみる撰閏期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生選暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、1993)。鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」(『史学研究』199、1993。同「王朝国家期における近衛府大将の役割」(『松江工業高等専門学校研究紀要』36、1993)。
- 『小右記』寛仁二年四月二四日条
- 『小右記』万寿二年三月十九日条
- 『小右記』万寿二年三月十九日条
- 相撲人を各地から連れてくる近衛府官人のこと。
- 『江家次第』卷八相撲召仰
- 『小右記』寛仁三年二月十一日条
- 『小右記』長和三年五月五日条
- 前掲佐々木氏論文。
- 『小右記』万寿四年四月十九日条
- 『小右記』長元元年七月二日条
- 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』、1999、東京大学出版会。